

# 配水管工事に伴う接合替工事施行要綱

(制定 昭和 46 年 10 月 7 日局長決)  
(最近改正 平成 28 年 6 月 30 日)

## 1 目的

配水管工事に伴い、接合替工事（以下「接合替」という。）を施行することによって給水装置の改良及び維持管理に資することを目的とする。

## 2 接合替対象

- (1) 配水管の新設、布設替工事等の施行時に当該道路に布設されている給水装置、及び当該道路に面した家屋の給水装置。
- (2) もよりの配水管に接合替することにより、にごり水、出水不良又は漏水の解消及び整備、改良に資する給水装置。

## 3 費用

接合替に要する費用は、原則として局負担とする。

## 4 その他

この要綱の細目については、給水課長が別に定める。

## 5 実施期日

この要綱は、昭和 46 年 11 月 1 日から実施する。

### 附則

この要綱は、昭和 51 年 7 月 1 日から実施する。

### 附則

この要綱は、平成 4 年 3 月 2 日から実施する。

### 附則

この規定は、平成 20 年 5 月 7 日から実施する。

### 附則

この規定は、平成 23 年 5 月 1 日から実施する。

### 附則

この規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施する。

### 附則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。